

船舶事故調査報告書

令和8年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年6月21日 00時20分頃
発生場所	京都府京丹後市久美浜港 久美浜港西防波堤灯台から真方位251°60m付近 (概位 北緯35°39.0′ 東経134°54.0′)
事故の概要	プレジャーボート釣太路海は、南東進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年7月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 釣太路海、3.6トン
船舶番号、船舶所有者等	231-20575兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷船首部外板及び船底に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、兵庫県豊岡市津居山島北方沖でいか釣りを行った後、釣り場を移動することとした。</p> <p>船長は、久美浜港周辺で釣りを行ったことがなかったが、ふと、同港港口付近で釣りをしようと思い、法定灯火を表示して手動操舵で操船を開始した。</p> <p>船長は、本船のレーダーを作動させていたが、久美浜港西防波堤灯台の灯光が見えていたので、同灯光を目標にして操船すれば、久美浜港港口付近に到着できると思い、レーダーを見ず、目視で見張りを行いながら、約20ノットの対地速力で本船を南東進させた。</p> <p>船長は、久美浜港西防波堤灯台付近に到着したので、そろそろ本船を停止させようと思っていたところ、衝撃を感じて本船が岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>(図1 参照)</p>



図1 事故発生経過概略図

同乗者は、118番通報を行った。

船長及び同乗者は、本件岩場から西防波堤に上がった後、海上保安庁からの連絡を受けて来援した京都府水難救済会久美浜救難所の所属艇に乗船して久美浜港の岸壁に運ばれた。

本船は、後日、クレーン台船によって本件岩場から吊り揚げられた後、同台船上に載せられて津居山港まで運ばれて陸揚げされた。

本船のGPSプロッターは、故障しており、出航前から使用できなかった。

	<p>船長は、出航前、久美浜港港口付近で釣りをする予定ではなかった ので、海図等で事故発生場所付近の水路調査を行っていなかった。 船長及び同乗者2人は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、GPSプロッターが故障した状態で、南東進中、船長が、 レーダーによる見張りを適切に行っていなかったことから、本件岩場 に向かっていることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えら れる。</p> <p>船長は、久美浜港西防波堤灯台の灯光が見えており、同灯光を目標 にして操船すれば、久美浜港港口付近に到着できると思ったことか ら、目視で見張りを行いながら操船していたものと考えられる。</p> <p>船長は、事故発生場所付近の海域を操船するのが初めてであつた が、出航前に水路調査を行っていなかったことから、本件岩場の存在 を知らなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、出航前、久美浜港港口付近で釣りをする予定ではなかった ことから、事故発生場所付近の水路調査を行っていなかったものと考え られる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、南東進中、船長が、見張りを適切に行っ ていなかったため、本件岩場に向かっていることに気付かず、本件岩 場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、夜間は目視のみに頼らず、レーダーを活用し て周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、初めての海域で操船する際は、事前に水路調 査を行い、岩場の位置等海域の状況を把握しておくこと。また、 水路調査を行っていない海域で操船しないこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、装備しているGPSプロッター等の航海計器 が故障した場合、早期に修理して活用すること。</li> </ul>